

令和8年度先端技術製品化促進事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、新しい技術やビジネスモデルによる産業のイノベーション並びに新たな雇用の創出を図るため、研究シーズ等の先端技術の製品化を目標として連携体を構築した上で、実証実験などを実施する県内中小企業等に対し、予算の範囲内において補助するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究シーズ：大学や研究機関、企業が保有する製品化・実用化に至っていない研究。
- (2) 新たな成長産業：AI、IoT、バイオ、新素材、環境・エネルギー、健康・医療、宇宙、農林水産業、ロボット・自動化、半導体等。
- (3) 連携体：研究シーズ等の先端技術を有する企業等と、製品化に必要な技術を持つ企業等が共同で製品化を目指す2社以上の枠組み。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 茨城県内に本店・本社・研究拠点などの活動拠点を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者）であること。
- (2) 茨城県内に活動拠点を有する中小企業が大学・研究機関あるいはベンチャー企業等と2者以上で連携して実施する事業であること。
- (3) 事業連携を行う中小企業等の代表者がそれぞれ異なること。
- (4) 補助事業終了後も、引き続き3年以上県内の活動拠点において、事業活動を継続する予定であること。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (7) 補助事業の実施にあたり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号及び同条第5号に規定する者ではないこと。
- (9) その他、知事が補助金の支出先として適切ではないと判断する者ではないこと。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表1のとおりとし、補助対象経費に補助率を乗じた金額又は上限金額のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て）を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表2に定める書類を添えて、知事が指定する日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に

規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 知事は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下)

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下をするときは、補助金交付申請取下書(様式第4号)を知事に提出するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第7条 第5条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに掲げる変更等をしようとする場合は、あらかじめ補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、補助目的の効率的な達成に資するものと認められる場合。

イ 補助目的及び事業効率に関係がない細部の変更である場合。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者あて通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になった場合においては、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業遂行中に知事から進捗状況等について報告を求められた場合には、事業遂行状況報告書(様式第7号)を速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月8日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出する場合において、第4条第2項ただし書に規定する当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により第4条第2項ただし書に規定する当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第11条第1項ただし書きの規定により概算払を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

- 第10条 規則第14条の規定に基づく補助金額の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

- 第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助事業の円滑な遂行上必要と認める経費については、交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。
- 2 前項ただし書きの規定による補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し等)

- 第12条 知事は、第7条の規定により補助事業の中止または廃止の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要項に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 3 前2項の規定により変更又は取消を行った場合には、期限を付して既に交付した補助金の全額または一部の返還を命じることができるものとする。

(財産の管理等)

- 第13条 補助事業者は、規則第20条に規定の補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等において、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 第13条第1項に規定する財産は取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とし、規則第20条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の期間とする。
- 4 補助事業者は、処分制限期間において補助対象の施設及び備品を処分しようとするときは、あらかじめ知事に承認を受けなければならない。

（証拠書類の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿その他の証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（書類の提出部数）

第15条 この要項により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

（立ち入り調査等）

第16条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期すために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、職員等をその事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後であっても、第13条第3項及び第14条に定める期間中においては引き続き適用があるものとする。

（成果の事業化）

第17条 補助事業者は、補助事業に基づき取得した成果の早期の事業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間において、毎会計年度終了後の別に定める期間内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、経過報告書（様式第12号）により、知事に報告しなければならない。

（その他必要な事項）

第18条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和8年4月8日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

区分	補助対象経費項目	補助率	補助限度額
	新たな成長産業分野における研究シーズ等の先端技術の事業化に係る実証実験に要する以下の経費	1 / 2 (千円未満 端数切捨)	2,500 千円
人件費	(1) 人件費 (2) 役員・従業員旅費		
事務費	(3) 通信運搬費		
事業費	(4) 原材料費 (5) 会場借料 (6) 機械装置購入費 (7) 技術コンサルタント料 (8) 外注加工費 (9) 調査・分析外注費 (10) 技術導入費 (11) 機械装置等借料 (12) 雑役務費 (13) 委託費 (14) その他知事が必要と認める経費 ※外部委託に係る経費（外注加工費、調査・分析外注費、委託費）は、補助対象経費の1/2以内を限度とする		

別表2（第4条関係）

令和8年度先端技術製品化促進事業費補助金交付申請書添付書類	
1	法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。）または開業届の写し ※事業を行う予定の者は、申請後3か月以内に法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は管轄の税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもの）を提出すること
2	法人事業税及び法人県民税の納税証明書（県税に未納がないことの証明）（県税事務所発行）
3	確定申告書の写し（直近2期分） ※決算書（貸借対照表、損益計算書等）の写しでも可。
4	実証実験を行う研究シーズ等の先端技術の概要がわかる資料
5	実証実験の内容の概要がわかる資料
6	購入・借用に係る費用の明細書
7	人件費の積算が分かる資料（就業規則、給与支払明細、作業計画書等）
8	外注・委託する場合の業務内容が分かる見積書
9	その他の経費に係る見積書